



下呂市教育委員会・下呂ふるさと歴史記念館

博物館だより

第25号
2019.3

下呂市の新指定・登録の文化財の紹介 ～都筑家住宅主屋・土蔵～



都筑家住宅主屋／天保12年（1841）／平成23年10月28日登録

都筑家住宅土蔵／嘉永3年（1850）／平成30年11月2日登録

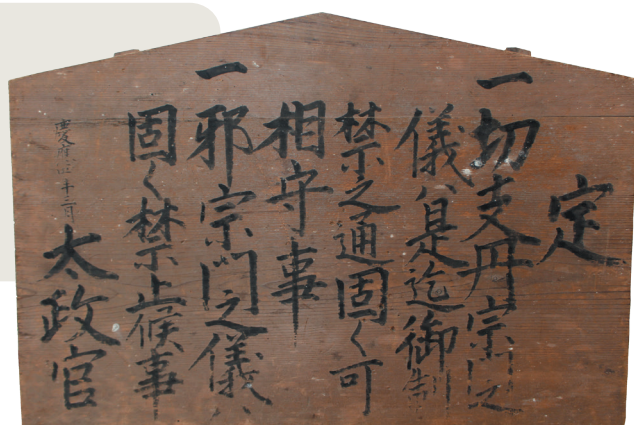
下呂市萩原町羽根の歴史は、都筑家とともに歩んできたと言っても過言ではありません。江戸時代に羽根村の名主と明治時代に観農役を務めた都筑家には、『歳々箋』という代々の当主の日記があります。そこには当時の物価・生活・行事・家普請といった記事があり、家普請の記事には家屋の建造や改築の年代が記され、棟札と並び貴重な史料となっています。

木造2階建て家屋の都筑家住宅の主屋は、天保12年（1841）に棟を高くするなど大掛かりな改造が行われました。続いて安政3年（1856）には主屋の北西隅に奥座敷が増築されます。家屋の中で最も格式高い奥座敷からは庭園を望むことができ、この座敷には高山県初代知事の梅村速水が滞在しています。

平成30年11月に追加登録となった土蔵は、主屋の北側にあり、嘉永3年（1850）に建築されました。外側の壁は白い漆喰塗り（しっくい）と腰下見板張り（こしたみ）で、主屋と一体となり歴史的な景観となっています。いずれの建造物も、江戸時代に名主を務めた大規模農家の屋敷構えをうかがうことができる貴重な文化財です。

- 新指定・登録有形文化財の紹介 都筑家住宅土蔵
- シリーズ 下呂市内の各地域に残る歴史資料から その1
- コラム 江戸時代の村に掲げられた法令～その種類と役割～

シリーズ 下呂市内の各地域に残る歴史資料から その1



定

一、キリスト教に
ついてはこれまで禁止
してきた通りに固く
守ること

一、
害のある宗教については
固く禁止すること

慶應四年三月 太政官



益田郡
桜洞村

三番

「五榜の掲示」第三札／慶應4年／桜洞区所蔵

慶應4年（1868）、明治新政府は全国にある江戸幕府の高札を撤去し、そのかわりに新たに5枚の高札を掲示するよう命じました。「五榜の掲示」と呼ばれるものです。明治政府が民衆に向けて出した初めての法令でしたが、その内容や形式は、ほぼ旧幕府の高札に倣うものでした。高札では、五倫の道德を守ること（第一札）、徒党・強訴・逃散の禁止（第二札）、キリスト教などの禁止（第三札）、外国人への暴行の禁止（第四札）、住民の本国脱走禁止（第五札）の5条が掲げられました。

写真の高札はそのうちの1枚であるキリシタン札です。裏面には「桜洞村」と記されており、実際に桜洞村の高札場に掲示されていたものでしょう。

五榜の掲示はその後、伝達手段や印刷技術の発展などにより「一般熟知の事」という理由の下、明治6年（1873）に姿を消しました。



絵図に描かれた高札場
桜洞村絵図／明治初年／桜洞区所蔵

コラム 江戸時代の村に掲げられた法令 ～その種類と役割～

江戸時代、幕府の出す法令は様々なかたちで民衆に行き渡りました。中でも最も民衆の目に触れたのが高札です。高札の内容の大半は既にある法令の繰り返しで、民衆が最低限守るべき事柄を掲げています。そのため高札は、誰もが読めるよう大きくわかりやすい字で短めに書かれ、町や村の中心地で人が多く行き交う場所に建てられました。

享保6年（1721）「飛州三郡書拔帳」によると、高札は全ての村に立てられたわけではなかったようです。特に重要視されたキリシタンを取り締まるキリシタン札と火事を防ぐための火付札は、高札場のある村には必ず掲げられ、加えて、宿場である小坂町村・萩原町村・湯之島村・乗政村・下原町村には宿場間の運賃が記された駄賃札が掲げられました。萩原町村と下原町村は町場で要所でもあったためか、札数が多く、忠孝の精神や儉約、盗賊などの取り締まり等が記された忠孝札、毒薬・偽薬の売買や職人が申し合わせて値段をつり上げることなどを禁止する毒薬札、人身売買を禁止した札なども掲げられています。

右表には、飛騨国に属する旧益田郡の村々に掲げられた高札の種類をまとめました。場所によって掲げられる高札の種類が異なることがわかります。また、全国的に百姓一揆が多発した18世紀以降には一揆を禁止する強訴徒党札が追加さ

郷村名		高札の種類				
		忠	毒	人	駄	切
久々野郷	山之口村				○	○
	小坂町村		○	○	○	○
上呂郷	太ヶ洞村				○	○
	上呂村				○	○
	四美村				○	○
	尾崎村				○	○
萩原郷	萩原町村	○	○		○	○
	桜洞村				○	○
	花池村				○	○
	中呂村				○	○
	東上田村				○	○
	西上田村				○	○
中呂郷	跡津村				○	○
	野上村				○	○
	羽根村				○	○
下呂郷	湯之島村		○	○	○	○
	門原村				○	○
馬瀬郷	名丸村				○	○
	中切村				○	○
竹原郷	乗政村				○	○
	宮地村				○	○
	御殿野村		○		○	○
下原郷	和佐村				○	○
	門和佐村				○	○

享保6年「飛州三郡書拔帳」にみる下呂市域の高札
*忠：忠孝札、毒：毒薬札、人：人売買札、駄：駄賃札、切：キリシタン札、火：火付札

れたり、文面が直されたりなど、時期や世情によっても高札の内容は変わりました。高札は、法令の伝達という役割に加え、民衆の身近な場所にあり続けることによって、幕府の民衆支配の象徴という役割を持ちました。

さて、『萩原町誌』によると、宮田村の高札場は藤ヶ森観音堂前に、桜洞村は桜洞本道と用水路の交差点の付近にあったようです。人が集まるお堂や主要な道が交わる辻など、どちらも人の目に触れやすい場所に高札場が設けられたことが分かります。

また、幕府の巡見使を受け入れるにあたっては、役所から村に対し、高札の文字が読めるか、破損が無いかの確認を命ずる書状が出されました。また村人が巡見使を案内する際の想定問答には高札場に関する項目もありました。五人組帳前書は、高札場の日常的な維持管理について、墨が薄くなれば役所に高札を差し出し書き替えること、囲い等が破損したら修復することが指示されています。なお、高札を維持管理するための費用は村側が負担しました。こうして幕府の命により高札場の維持管理が徹底され、高札は長い間存在し続けたのです。

湯之島宿のあった下呂市湯之島地区には、高札場が復元されています。高札場の隣は、宿場において人馬の継立の差配等をした問屋場があった場所で、宿の中心地でした。現在も多くの観光客が訪れ、宿場、そして温泉地としても栄えた当時の様子うかがえます。



復元された湯之島宿の高札場
石積みをして囲いをめぐらし屋根を設けた高札場に、人売買札・駄賃札・キリシタン札・火付札・徒党札が掲げられている。

平成30年度後半期の文化財保護・公開事業から

●天然記念物（樹木）の保護事業

9月の台風21号の通過等により、文化財指定された樹木の多くが被害を受けました。今年度の補助事業として、苗代ザクラ（県指定）・諏訪神社の社叢・秋葉神社の社叢・東上田のフジ・永養寺のシダレザクラ（以上市指定）の傷口処理・ワイヤー固定・樹勢回復等の保護事業を実施し、長期に樹木を保護する環境を整えました。10月29日は岐阜県文化財保護巡視員による現地視察が行われました。



○諏訪神社の社叢保護

●文化財講座の実施／学校との連携

11月1日・8日・15日に下呂市民会館で「ふるさとの歴史講座—大落^{おおはん}との山境争論—」、11月10日と12月1日に「文化財講座—金山編—」を実施し、収蔵品と指定文化財の重要性をお伝えしました。

また、萩原小学校6年生の総合的な学習、中原小学校のかがやきフェスタ、金山小学校のふるさと公開日にて、地域で大切にされてきた文化財を児童・保護者の皆様と一緒に考える講話を行いました。



○岐阜県博物館協会研修会

●下呂ふるさと歴史記念館の活用事業

10月30日に岐阜県博物館協会による研修会が同館で行われ、「小さな博物館の可能性」をテーマに飛騨・東濃・中濃エリアの加盟館職員17名がディスカッションを行い、情報交換を行いました。

また、11月10日には飛騨地区高等学校歴史科教諭による常設展示品の視察がありました。学校授業において収蔵品を活用して頂くことは、博物館事業の根幹でもあり、今後とも相互交流を図ります。



○歴史科教諭による視察

《編集後記》

昨年の台風21号は市内の指定文化財に大きな被害をもたらしました。その後、所有者の方々のご理解と熱意により修復事業がなされ、現状復旧することができました。地元の方々が文化財に想いを寄せ、また代々大切にされてきたことが今日につながっていることを実感しました。

博物館だより 第25号

発行日 平成31年(2019)3月31日

編集・発行 下呂市教育委員会

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166-8

下呂市教育委員会教育総務課文化財係

電話 0576-52-4800 FAX 0576-52-3166